

均等に分けることがむずかしい資産を
持っている親が、

どうやって、複数の子どもに、
円満に相続するか、
分配の決め方を考えています。

2回目の今回は、
親が自分の財産を子どもに相続する前段として、
先回作成した、
資産額の「一覧表」を参考にしながら、

親が自分の資産を、
子どもに相続させるのか、
それともしないのか、

親みずからが、自身の事情も含め、
振り分け方の基準を考えます。

資産を振り分けるとは

早速、先回作成した資産額の「一覧表」を
使用いたします。

この「一覧表」を参考に、
（1）相続しないもの
（2）相続するもの
に、自分の資産を区別します。

今回の記事では、
この（1）（2）に、
区別することを目指します。

簡単に、振り分けることのできる資産もあれば、
なかには、時間をかけて、
吟味するものもあるでしょう。

最初に計算しておくこと

まず、自分または夫婦の生涯の生活費を計算して、
自分たちの老後の生活を考えます。

将来の年金収入も含むこれからの収入と
現在の家計支出額を参考にした、家計からの支出、
そして、貯蓄額を参考にしながら、

自分たちが、生涯生活をしていくことが可能か、
調べておきます。

将来の生活に不安があれば、
子どもたちへの相続を考える前に、
まず、その対策を考えて実行します。

自分たちの老後生活に不安がなさそうなら、
子どもたちへ、
相続を考えることを再開します。

(1) 相続しないもの

最初に、資産額の「一覧表」から、
相続しないものを決めます。

自分たちの老後の生活に必要で、
自分で使うもの。
それに、残していったら、
子どもたちに負担がかかるものです。

対象になる例としては、
A. 今後の自分たちの生活費用の現金、預貯金
B. 借入金
C. 両親が亡くなった後、住む人のいない実家
D. 骨とう品などで子どもには管理の難しいもの
E. 子どもにとっては価値のない資産
などです。

A. から E. まで、順番にみていきます。

「A. 今後の自分たちの生活費分の現金、預貯金」は、
上記で計算した、老後の生活費として、
自分たち親が使っていきます。

また、親が、現金や預貯金をすべて使うことなく
亡くなったとしても、
残ったのはお金ですので、

遺産として、子どものあいだで、
分割することも容易です。

「B. 借入金」は、
その内容にもよります。

住宅ローンやカードローンといった、
親の個人的な借金の返済は、
親が完済する手立てを考えます。

そのために、現在、親の持っている資産を
あてがうことになるかもしれません。

なお、住宅ローンでも、
「親子のリレーローン」など、
親の返済を子どもが引き継ぐことに、
子どもが承知している場合などは除きます。

「C. 両親が亡くなった後、住む人のいない実家」とは、
子どもたちは別の場所で、
既にマイホームを持っていて、
両親が亡くなった後の実家は、
「空き家」になることに、
間違いがない場合のことです。

「空き家」になった実家でも、
子どもたちには、
固定資産税などの負担がかかります。

従って、自分たちの両親が亡くなったあと、
売却するなど、手はずを整えておきます。

「D. 骨とう品などで子どもには管理の難しいもの」
とは、骨とう品や掛け軸、盆栽といった、
相続したら子どもたちが世話をするのに、
専門的な知識や費用も掛かるものです。

このようなものは、親がみずから、
・売却する
・美術館や学校などに寄付する
・粗大ごみとして処分する
といった対策をとって実行します。

なお、趣味で描いた作品や描くために画材などは、
親が生涯保有し、亡くなった後は、

処分してもらえるように、
その費用を子どもに託しておくことも大切です。

「E. 子どもにとっては価値のない資産」とは、
たとえば、
家賃収入より維持費や修繕費が高くなる、
築古のアパートやマンションのような、
子どもが相続しても持て余す資産のことです。

また、今後株価の上昇の見込めない
株式や投資信託の商品といった、
金融商品も含まれることもあります。

これら A. から E. のものは、
いつ自ら処分に向けて動くのか、
その時期も、
資産額の「一覧表」に記入しておけば、
行動しやすくなるでしょう。

(2) 相続するもの

相続するものは、
上記の「(1) 相続しないもの」以外の
資産額の「一覧表」に記入されているものです。

ここからが本来の遺産分割の作業です。

- ・子どもが納得できる理由で分割案を作成する
 - ・遺産分割案を完成させる時期を決めておく
- この2点はもちろんのこと、

さらに大切なことは、
子どもたちに遺産を相続する基準を、

- ・資産額で均等に分割するのか、
- ・資産の価値で均等に分割するのか、

この2点です。

両方とも満たすことのできる遺産分割案を、
作成するのが理想です。

しかし、現実的にはむずかしい家庭もあるでしょう。

繰り返しになります、

- ・子どもが納得できる理由で分割案を作成することが大切であり、
- ・遺産分割案を完成させる時期を決めておくこの期限を決めて考えないと、

作成しないまま亡くなり、その後、子どもたちが「争族」を起こすことにも、なりかねません。

今回は、子どもたちに遺産を相続する基準の大切な2点を、さらに考えていきます。

■「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ

子どもたちが相続してもらっては困るものは、
持ち主である親が、処理の方法を決め、
親が自ら実行して、旅立つべきです！

■人生の添乗員 (R) 牧野寿和のプロフィール

日本で唯一「人生の添乗員 (R)」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

創業 19 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。

2018年から牧野FP事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ1100件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより
愛知、岐阜、三重県、
首都圏や関西にも
リモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、

他人を気にすることなく、
相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

■編集後記

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

自分にとって、

- ・ 大事なもの
- ・ 価値のあるもの

これらのものすべてを、

自分の子どもたちも同じ思うかは……？

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

本年もご愛読のほど、
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

■ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。

こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで
お願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

■記事内容に関するトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。
ご自身の責任でご判断下さい。
